

## 問題 I

次の本文と、本文中の下線部（ア）～（カ）に関する文章を読み、空欄（1）（2）～（25）（26）に  
に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。

住まいをめぐる歴史の中で、豎穴住居は、最も古い形の代表例であり、多くの遺構がみつかっている。環濠集落を  
形成した遺跡からは、複数の住居址が重なって発掘されることもある。稻作を中心とする農耕の始まりが、人々の生活を  
安定させ、定住化を促したのだろう。（イ）弥生期以降、集落の中に支配・被支配の身分差が生まれたと考えられているが、  
住まいの形にも、その違いを見ることができる。

平安貴族の邸宅といえば、寝殿造を思い浮かべるだろう。「寝殿造」という呼び名は当時まだなく、江戸後期の国学者沢田名垂が著した『家屋雑考』にあるのが初見である。実例が一つも現存しない寝殿造だが、今日よく知られるその復元図や模型は、『拾芥抄』『類聚雑要抄』といった、貴族社会の先例に学び、儀式や行事、饗饌、鋪設、装束などが詳録された（1）（2）書や、『年中行事絵巻』『源氏物語絵巻』などの絵画史料を考察して導かれたものである。築地屏で囲まれた方一町の敷地には、寝殿を中心に、東西と北に対を配して廊や渡殿でつなぎ、池や築山のある南庭には対から中門廊が延びて、釣殿などが設けられた。これは、崇徳天皇の治下、右大臣の要職にあった藤原宗忠が、自著『（3）（4）』の中で「如法一町家」と評したように、寝殿造の典型像であった。

平安末期から鎌倉期にかけて、歴史の主役が貴族から武士へと代わりゆく時勢は、彼らの住まいの形にもあらわれていた。（5）（6）は晩年を過ごした一条京極邸の記録を『明月記』に遺している。寛喜2年（1230年）4月12日条に「今日此の屋坤の簷を破る。二間の小廊を立つるに依るなり……。中門の廊に擬す」とみえるとおり、短い中門廊をつけて寝殿の体裁を整えていたことがわかる。他方、『法然上人絵伝』には美作国の押領使漆間時国の屋敷が描かれ、敷地の中央に置かれた主屋に中門廊風の短い建物がつく様子から、貴族社会の影響がうかがわれる。

書院造は寝殿造と並んで住宅史上の二大様式に挙げられる。角柱を用いた建物は、外回りに舞良戸が入り、内部を襖や明障子で仕切り、畳が敷き詰められ、天井が張られた。主室には座敷飾と総称される床、違棚、帳台構、付書院が設えられた。（ウ）このような書院造の特徴は、室町後期に原型をみることができる。厳格な身分秩序が確立する近世において、  
時の権力者たちは、書院造のもつ格式表現を活用した。二条城二の丸御殿大広間にみられる豪華絢爛な意匠は、権威を象徴し、主従の対面の場を演出する舞台であった。これに対して、茶室の自由で軽妙な意匠を取り入れた数寄屋風書院造もあらわれた。（7）（8）によって造営が始められた桂別業（現在の桂離宮）に代表されるその世界は、遊びと癒しの空間であった。

ところで、庶民の住まいは、都市も農村も、それまでは板葺や茅葺の平地住居が主流だったと考えられている。近世以降、農村の民家は「南部の曲屋」「飛驒白川の合掌造」のように、外観に地域的特色を持ち始めた。都市では、とりわけ江戸町家に（9）（10）造の建築が多くみられるようになった。「江戸の華」といわれるほど火災が頻発した時代である。江戸幕府は1720年、「町中普請の儀、（9）（10）作り或は塗家并瓦屋根に仕り候事、只今迄は遠慮致し候様に相聞き候、向後右の類の普請仕り度しと存じ候者は、勝手次第たるべく候」との触れを発し、以降、耐火性能の高い建築技法を奨励していった。

黒船来航が契機となって、長らく続いた鎖国政策は転換し、西洋文明との接触により、それまで独自の建築文化を形成してきた日本の住まいは変貌を遂げることとなる。米英仏蘭露五カ国との修好通商条約が締結され、開港場のうち横浜、神戸、長崎に設けられた居留地では、洋風建築がみられるようになった。長崎港を見下ろす旧居留地にいまも建つ英貿易商（11）（12）の邸宅は、1863年に建築された最古の木造洋館である。明治政府は富国強兵を国策とし、殖産興業・文明開化に邁進するために、多くの外国人技術者を招聘した。英建築家コンドルもその一人で、1877年の来日後、工部大学校造家学科で教鞭を執り、若き建築家を育てた。（オ）

西洋建築の実践は富裕層を中心に盛んだったが、一方で、庶民の住まいの洋風化は遅れていた。1922年に開催された平和記念東京博覧会では、住宅の実物展示が行われた。洋風な生活様式を具現したそれらは「文化住宅」と呼ばれ、郊外の新興住宅地を求める人々の間に流行した。関東大震災後の1924年には、罹災者への住宅供給を主たる事業とする（13）（14）が設立され、畳を廃した洋風居室、電気・ガス・水道から水洗トイレにいたる充実した近代的設備

を備えた鉄筋コンクリート造のアパートメントハウスは、都市に住む人々の間でたちまちのうちに人気を博した。しかし、接客重視から家族中心の室内構成へ、床座式から椅子座式の生活への改良を目指す試みも、当時はまだ一部にとどまり、(カ)それは、戦後になって、都市部の集合住宅から劇的な広まりをみせるのであった。

- (ア) 弥生中期から後期の環濠集落址である (15) (16) 遺跡からは、延べ115軒の住居址が発見され、重なりあった具合から、数次にわたる建替えが行われたものと考えられている。南側には方形周溝墓群からなる歳勝土遺跡が近接し、この時代の集落域と墓域の関連性を示す稀少な例である。
- (イ) 古墳前期の佐味田宝塚古墳から出土した家屋文鏡は、大陸渡来の銅鏡を模して作られた (17) (18) 鏡であり、背面に鋳出された建物図には独自の文様がみられ、仏教建築が伝来する以前の、日本固有の建築の萌芽を知りうる第一級の史料である。<sup>きぬがさ</sup>蓋が差し掛けられた2棟は、貴人にかかわる建物であることがうかがえる。
- (ウ) 慈照寺東求堂の一室、足利義政の書斎であった同仁斎にみえる付書院と違棚は、現存する最古の遺構とされる。義政は文化面の功績に優れた。『蔭涼軒日録』に「泉石の妙手」「丘壑經營の妙手」と謳われた (19) (20) や、その子孫を重用し、相国寺蔭涼軒や慈照寺などで造園にあたらせたという。
- (エ) 鎖国政策が続いた間も西洋との接点があった出島では、一般的な町家に近い建物が建ち並ぶ中で、そこに住むオランダ商人らが室内を洋風に変えて生活していた。1788年、絵画修業のため長崎を訪れた洋風画家 (21) (22) は、『西遊日記』に「畳二十デウも敷、四方ランマ、下にビードロに描たる額を掛け並へ、下ニハ倚子を並へ、……畳の上ニ毛せんの如キ花を織たる物をしき、天上ノ中にビードロニて作る瑠璃燈を鉤り、……障子皆ビードロヲ以テ張ル」と記し、カピタン部屋の様子を伝えた。
- (オ) 東宮御所（現在の迎賓館赤坂離宮）を設計した宮内省内匠寮技師 (23) (24) も、コンドルの指導を受けた一人である。
- (カ) 戦後の住宅供給を担う公的機関として1955年に発足した (25) (26) は、各地の都市部に集合住宅群＝「団地」を建設した。清潔で光り輝くステンレス製の流し台が設えられ、家族がテーブルを囲み椅子に座って食事ができるダイニング・キッチンは、当時のサラリーマン層の憧れであった。

[語群]

|             |            |             |             |              |
|-------------|------------|-------------|-------------|--------------|
| 01. 浅井忠     | 02. 朝日     | 03. 校倉      | 04. 池大雅     | 05. 石        |
| 06. 板付      | 07. 伊場     | 08. 大塚      | 09. オールコック  | 10. 片山東熊     |
| 11. 閑院宮直仁親王 | 12. 京極為教   | 13. キンダー    | 14. グラバー    | 15. 黒田清輝     |
| 16. 芸阿弥     | 17. 江記     | 18. 交詢社     | 19. 古今伝授    | 20. 御所伝授     |
| 21. 後水尾天皇   | 22. 後陽成天皇  | 23. 濟生会     | 24. 佐立七次郎   | 25. 三殿台      |
| 26. 実学      | 27. 司馬江漢   | 28. 住宅営団    | 29. 住宅金融公庫  | 30. 小右記      |
| 31. 神獸      | 32. 鈴木春信   | 33. 千阿弥     | 34. 善阿弥     | 35. 相阿弥      |
| 36. 曾禰達蔵    | 37. 宅地開発公団 | 38. 辰野金吾    | 39. 池亭記     | 40. 地方住宅供給公社 |
| 41. 中右記     | 42. 同潤会    | 43. 土蔵      | 44. 土右記     | 45. 日本住宅公団   |
| 46. 博愛社     | 47. 船載     | 48. 八条宮智忠親王 | 49. 八条宮智仁親王 | 50. 藤原家隆     |
| 51. 藤原公任    | 52. 藤原定家   | 53. 藤原隆能    | 54. 藤原行成    | 55. ヘボン      |
| 56. 仿製      | 57. 円山応挙   | 58. ミルン     | 59. 友愛会     | 60. 有職故実     |
| 61. 横河民輔    | 62. 寄棟     | 63. 立阿弥     | 64. 煉瓦      | 65. ワーグマン    |

## 問題 II

次の本文と、本文中の下線部（ア）～（オ）に関する文章を読み、空欄 (27) (28) ~ (49) (50) に  
入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。

大坂の陣の後、幕府は大名に対して種々の統制策を定め実施してゆく。1615年、幕府は大名に対して、その居城のみを残して、軍事的な拠点となる支城の類をすべて破却させ、有力大名たちを弱体化させた。同年に幕府から、「諸国居城、修補をなすと雖も、必ず言上すべし」と規定された。(ア)法令が発布され、幕府に無断で城を修復することが禁じられた。1619年には、この禁令に背き自らの居城を無断修築したかどで、(27) (28) が改易に処せられる。関ヶ原の戦いで東軍に属し武功を上げたこの功績ある外様大名への断固とした処断は、(イ)大名統制の基本法としての当該法令を厳格に遵守することを求める幕府の強い意志を示していた。

家康は、豊臣政権下で五大老に列していた父をもつ(29) (30) に対し、服属に異心のないことを誓約させ、さらにその母芳春院や老臣たちの子を(ウ)人質として江戸に住まわせた。また、大名の江戸参府の始まりも、(29) (30) が江戸の母の許を訪ねて出府したことに遡る。家康の将軍就任後は、こうした大名の出府は盛んになり、妻子らの江戸藩邸への居住義務だけではなく、大名本人も隔年で江戸に居住することが後に制度化された。これは、大名の謀叛を防ぐねらいがあり、各大名は莫大な出費を強いられる結果となつた。もっとも、この制度は、吉宗治世下で発布された(31) (32) によって、その実施の代償として「在江戸半年充御免成され候間、緩々休息いたし候様ニ仰せ出され候」と緩和されたが、9年を経て旧制に復し、幕末まで継続された。

儒教に基づく文治政治への転換を告げたとされる「文武(33) (34) を励し、礼儀を正すべき事」なる文言を冒頭の条文に掲げる法令が1683年に大名に対して発布され、それまでの「文武弓馬の道、専ら相嗜むべき事」と記されていた条文と入れ替わった。これは開幕当初からの武断的な統治のあり方に区切りがつけられ、安定した秩序の精神的支柱が求められたことを意味している。幕府が儒教を重用したのは、そこに封建秩序の上に成り立つ幕藩制支配を合理的に解釈する格好の理論的根拠が得られたからであるが、幕府は1790年に、慶長年間以来將軍家が信用してきた学派のみを正学とし、それ以外を異学として聖堂学問所で教授することを禁止した。幕府はこの後、美濃国岩村藩松平家出身の儒者、(35) (36) を大学頭に任命し、7年後には学問所を官立とするが、こうした学制改革を推進したのがいわゆる(オ)寛政三博士と呼ばれる儒官たちであった。そこには田沼期に弛んだ士風を引き締め直し、教学による幕府の正統なイデオロギーの再確認を通して、忠実で有能な幕臣の養成を目指す幕府の思惑があった。

(ア) この法令は、将軍職を退いた後の徳川家康が (37) (38) に草案を起草させ、諸大名が集まるなか、伏見城で発布させたものである。この (37) (38) は、臨済宗の僧侶であったが、幕政の最高顧問として活躍し、幕府の宗教統制にも大きな影響を保持し続けた。

(イ) 当初、将軍の代替わり毎に改変され諸大名に公示され続けたこの法令も、吉宗の代以降は (39) (40) の代に発布された法令の形式と内容がほぼ踏襲されていったが、(41) (42) の代には発布されなかった。

(ウ) 江戸時代、諸大名が忠誠のしるとして幕府に人質を差し出す (43) (44) の制があり、妻子の江戸居住は幕末まで続いたが、家臣子弟を人質とすることは、1665年に廃止された。

(エ) この法令の発布に伴い、それまで幕府による旗本や御家人に対する統制の基本法令であった (45) (46) が廃止され、以後彼らにはその大名統制の基本法令が準用された。この (45) (46) は数度に亘って発布されたが、1635年に出されたその冒頭の条文には、すでに「(33) (34) を励し、礼法を正し、常に文道武芸を心がけ、義理を専らにし、風俗を乱すべからざる事」とあり、幕府の直属家臣団である旗本や御家人に対する心構えが説かれていた。

(オ) もともと三博士に列していた (47) (48) は、自らを幕府儒官に取り立てた松平定信が老中を退陣した後、常陸の代官職に転じた。その代わりとして、佐賀藩出身の (49) (50) が三博士に加えられたが、(49) (50) は (47) (48) と同様、崎門学を修めていた。

#### [語群]

|           |              |           |            |            |
|-----------|--------------|-----------|------------|------------|
| 01. 相対済し令 | 02. 上知令      | 03. 上米令   | 04. 浅野長政   | 05. 家定     |
| 06. 家重    | 07. 家綱       | 08. 家宣    | 09. 家治     | 10. 家光     |
| 11. 家茂    | 12. 隠元       | 13. 上杉斉定  | 14. 上杉鷹山   | 15. 宇喜多直家  |
| 16. 宇喜多能家 | 17. 追腹       | 18. 大田南畠  | 19. 岡田寒泉   | 20. 御仕置裁許帳 |
| 21. 起請    | 22. 禁中並公家諸法度 | 23. 国替え   | 24. 嘘嘩両成敗法 | 25. 億約令    |
| 26. 古賀精里  | 27. 小西行長     | 28. 御法度覚書 | 29. 金地院崇伝  | 30. 至善     |
| 31. 柴野碧海  | 32. 柴野栗山     | 33. 島津義弘  | 34. 奢侈禁止令  | 35. 修己     |
| 36. 修身    | 37. 殉死       | 38. 証人    | 39. 定府     | 40. 諸士法度   |
| 41. 鈴木正三  | 42. 誠意       | 43. 沢庵宗彭  | 44. 足高の制   | 45. 治人     |
| 46. 致知    | 47. 忠孝       | 48. 繩吉    | 49. 天隱竜沢   | 50. 天海     |
| 51. 中井竹山  | 52. 服部南郭     | 53. 林鷺峰   | 54. 林述齋    | 55. 林信篤    |
| 56. 林信敬   | 57. 尾藤二洲     | 58. 人返し令  | 59. 福島正則   | 60. 武家厳制録  |
| 61. 服忌    | 62. 前田玄以     | 63. 前田利長  | 64. 前田利治   | 65. 毛利敬親   |
| 66. 毛利吉元  | 67. 慶喜       | 68. 両道    | 69. 留守居    |            |

### 問題 III

次の〔1〕～〔3〕までの文章は、いずれも、ある一人の政治家の直話をもとに作成したものである。以下の本文と、本文中の下線部（ア）～（ウ）に関する文章を読み、空欄 (51) (52) ～ (75) (76) に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。

〔1〕 今夜は攘夷実行のいたずら話をしよう。なに開国進歩主義のわしが、攘夷などとはおかしいというか。いや、それは時世時節じや。長州藩は尊皇攘夷の急先鋒で、文久3年には、英、米、仏、蘭の四国を相手に砲火を開き、長防二州を焦土とするも辞せざる覚悟であった。その前年、自分でも攘夷決行の端を啓こうとして先ず (51) (52) にある外国公使館を焼き討ちしたのである。高杉晋作や、同じく吉田松陰門下で後に禁門の変に参加する (53) (54) 、そのほか有吉熊次郎、大和弥八郎、長嶺内蔵太、白井小助、赤弥幹之丞、堀真五郎、福原乙之進、山尾庸三、それから後年に元老となる (55) (56) と吾輩とで総勢12人で (51) (52) の公使館を焼き払った。今でこそいたずらなどと笑うが、其時は生命がけの大仕事である。

〔2〕 明治元年に東征大総督であった (57) (58) が、東海道、東山道、北陸道の三道を並び進んだ諸軍を督して、3月15日の江戸城総攻撃の部署を定めると、其の2日前と1日前即ち13日と14日に、勝安房が単騎高輪の新政府軍陣営に至り、(59) (60) を務めていた西郷隆盛に面会して、開城の協議がなり、徳川氏の処分が比較的無事に済んだ、その時長州には大分異論が有ったという話があるが、それは事実だ。

〔3〕 明治17年の春には (61) (62) 喇に任せられた。(61) (62) 省を憲法上から観れば、どうしても改革しなければならぬ。一体、総ての制度が 立憲君主制的組織にならなければならぬ。岩倉具視が薨去したので、(61) (62) 喇としての私は随分多忙であった。明治18年の暮になって、政府の組立てを変えて、(63) (64) というものを拵える時期が到来した。憲法を発布する前に、それを明日から施行しても差支えないようにしておかねばならぬ、それでああ云う改革をしたのだ。憲法発布の当時、黒田清隆が首相のとき、大騒動が起り、私は枢密院議長を辞職した。

(ア) 長州藩は、幕末における尊王攘夷運動の中心を担った。この運動を高揚させる一因となったのは、徳川幕府が日米修好通商条約を天皇の勅許を得ないまま調印に踏み切ったという無勅許調印問題だったが、この問題について徳川斉昭や松平慶永などが幕府を批判すると、大老井伊直弼によって処罰を受けた。これを不満とする朝廷は、幕府を批難する (65) (66) を水戸藩に下した。井伊はさらに自らの方針に反対する勢力を弾圧する安政の大獄に踏み切り、著名な安芸の儒者・史論家の子で、尊王攘夷家として活躍した (67) (68) も逮捕され、刑死した。

(イ) 同年1月にはじまった戊辰戦争では、旧幕府軍と新政府軍との間で約1年半にわたる内戦が展開された。(69) (70) を盟主として奥羽越列藩同盟が結成され、王政復古後の新体制の総裁をも務めていた (57) (58) に率いられる新政府軍に抵抗したが、(71) (72) での敗北により、崩壊した。

(ウ) 日本最初の (63) (64) では、藩閥政治家がその要職を占め、陸軍大臣には薩摩出身の大山巖、内務大臣には長州出身の山県有朋、農商務大臣には土佐出身の (73) (74) が就任した。(73) (74) は、(55) (56) が中心となって推進した (75) (76) に反対して辞職した。

[語群]

- |            |              |              |           |
|------------|--------------|--------------|-----------|
| 01. 会津戦争   | 02. 赤坂       | 03. 有栖川宮熾仁親王 | 04. 池田屋   |
| 05. 異国船打払令 | 06. 板垣退助     | 07. 一番町      | 08. 井上馨   |
| 09. 上野戦争   | 10. 梅田雲浜     | 11. 榎本武揚     | 12. 大久保利通 |
| 13. 外務     | 14. 桂小五郎     | 15. 議定       | 16. 緊急勅令  |
| 17. 久坂玄瑞   | 18. 宮内       | 19. 元老院会議    | 20. 御殿山   |
| 21. 後藤象二郎  | 22. 小村寿太郎    | 23. 五稜郭の戦い   | 24. 西園寺公望 |
| 25. 参事院    | 26. 三条実美     | 27. 式部       | 28. 条約改正  |
| 29. 神祇     | 30. 征夷大將軍    | 31. 征韓論      | 32. 政党内閣  |
| 33. 選挙干渉   | 34. 善福寺      | 35. 大総督府參謀   | 36. 大本營參謀 |
| 37. 武田耕雲斎  | 38. 谷干城      | 39. 玉木文之進    | 40. 地租改正  |
| 41. 秩禄処分   | 42. 超然内閣     | 43. 寺島宗則     | 44. 東禅寺   |
| 45. 討幕の密勅  | 46. 徳川慶喜     | 47. 鳥羽・伏見の戦い | 48. 内閣    |
| 49. 中務     | 50. 仁和寺宮嘉彰親王 | 51. 年貢半減令    | 52. 野村望東尼 |
| 53. 橋本左内   | 54. 東久邇宮稔仁王  | 55. 北越戦争     | 56. 戊午の密勅 |
| 57. 真木和泉   | 58. 松平容保     | 59. 松平慶永     | 60. 陸奥宗光  |
| 61. 明治天皇   | 62. 山田顕義     | 63. 山内豊信     | 64. 吉田茂   |
| 65. 慶喜追討令  | 66. 賴山陽      | 67. 賴三樹三郎    | 68. 陸軍奉行  |
| 69. 琉球処分   | 70. 輪王寺宮能久親王 |              |           |

## 問題 IV

わが国の行政や官僚制のあり方は、それぞれの時代における国際環境や社会状況に応じて、常に変化を求めてきた。次の〔1〕～〔4〕の文章を読み、〔77〕～〔78〕～〔99〕～〔100〕に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。

〔1〕 律令国家は、天皇を中心とする中央集権的官僚制の国家体制であったが、その成立には、東アジアにおける強力な隋や唐、新羅などの台頭が大きく影響した。渡来人の子孫で留学僧でもあった〔77〕～〔78〕は、帰国後、国博士として行政機構を立案した。701年に作られた大宝律令は、唐の永徽律令を模範としながら日本社会の実情に合わせたものであった。

律令国家の時代には、官人として編成された畿内の有力豪族らは、家柄や能力に応じて官位を与えられ、貴族の子や公卿の孫には、位階の世襲が認められていた。中・下級官人や郡司の子弟らは、都では大学、地方では国学にそれぞれ入学して、『論語』などを学ぶ〔79〕～〔80〕を修め、試験を受けて官人に登用された。これは、有能な人材を官人に登用する方法であったが、実際には、上級官人の多数は、畿内の有力豪族らによって占められた。

律令制は、国際環境や社会状況の変化とともに衰退したもの、その後の国の行政にも一定の影響を与えていた。建武政権の頃には、神代以来の天皇の血筋をたどり、天皇の位は正しい道理で継承されると主張した書物の著者が、公家の官制について解説した〔81〕～〔82〕を著した。

〔2〕 黒船が来航し開国したものの、欧米列強から脅威にさらされた明治政府も、天皇親政の中央集権国家をめざし、その初期には太政官制を採用していた。また、明治政府は、当初の薩長藩閥出身者中心の官吏から、専門教育を受けた幅広い社会階層出身者の官吏に変えるために、まず帝国大学令を公布し、次いで文官高等試験の制を定め、年1回司法・行政・外交の各科で試験を実施した。第2次山県有朋内閣は、各省の次官や局長級の〔83〕～〔84〕に政党員が自由任用されないようにした。

しかし、大正、昭和に入ると、政党は、政策立案能力を高めるため官界からの人材のリクルートを進めた。第一次護憲運動の渦中に成立した立憲同志会に参加し、後に首相にまで昇りつめる若槻礼次郎、浜口雄幸は、ともに官僚出身である。立憲政友会の原敬も官僚からのリクルートを積極的に進め、〔85〕～〔86〕の幹部であった〔87〕～〔88〕に目をつけ、自党への入党を実現させた。〔87〕～〔88〕は、原が政権の座に就くと、入閣を果たし、立憲政友会の幹部として活躍するが、第二次護憲運動に際しては、清浦奎吾内閣を支持して同党を脱党し、新党を結成した。

この頃から、政党は政治の中心に躍り出ることになるが、五・一五事件により政党内閣が崩壊し、それ以降、政党内閣の復活はなく、太平洋戦争の敗戦まで軍人や官僚の力が強くなり政治を主導することになる。ただし、このような戦時体制下においても、1940年、ナチス迫害を逃れたユダヤ難民約6千人に対して、日本通過のビザを発給して彼らを救った〔89〕～〔90〕のような外務官僚もいた。

〔3〕 第二次世界大戦後、日本を占領統治したGHQは、行政の民主化を進めることになる。戦前に創設された〔85〕～〔86〕が、GHQの圧力により解体されたことは、その一例である。また、戦前、地方の知事は官選であり、〔85〕～〔86〕がその人事権を掌握していたが、戦後、1947年に制定された〔91〕～〔92〕により公選になったことも、行政の民主化を象徴する改革であった。

行政の民主化は、公務員のあり方にも変化を及ぼすことになる。戦前の官吏は天皇の官吏だったが、戦後の国家公

務員は国民全体の奉仕者と位置づけられた。占領当初のGHQは、公務員についても労働組合運動に寛容であったため、官公庁の労組は労働運動の中核を担うことになった。GHQの命令によって中止された (93) (94) を主導したのも官公庁の労組であったことは、それを端的に示していた。こうした状況下、GHQは公務員の労働運動には、次第に厳しい態度をとるようになった。新憲法の下では、一般の労働者には与えられた争議権・団体交渉権は、マッカーサーの指示によって、(95) (96) 内閣が政令201号を公布したため、公務員には与えられないことになった。冷戦の激化はアジアにも影響を及ぼし、朝鮮戦争が勃発するとGHQの占領方針の転換もさらに進み、公務員に対するレッド・ページも、いっそう厳しくなった。

[4] 高度経済成長以後に拡大した財政赤字の問題に対して、鈴木善幸内閣は、臨時行政調査会（臨調）を発足させ、「増税なき財政再建」をめざした。リクルート事件に対する批判などから国民の政治不信が高まり、冷戦が終結して国際環境も大きく変化した結果、55年体制が崩壊して、選挙制度改革や地方分権改革が進んだ。バブル経済の崩壊後、政府は、不良債権を処理するため、公的資金の導入によって金融システムの安定化をはかるとともに、1998年6月に、財金分離の考え方に基づく機関として (97) (98) を設置したが、不良債権の処理はなかなか進まなかった。この間、国民の官僚批判が次第に強まり、小渕恵三内閣のときには中央省庁改革関連法が成立し、中央省庁は1府12省庁に再編されることになった。この他、小渕恵三内閣は、(99) (100) など行政改革についての重要な法律も成立させた。

#### [語群]

- |            |              |             |             |              |
|------------|--------------|-------------|-------------|--------------|
| 01. 朝河貢一   | 02. 芦田均      | 03. 阿南惟幾    | 04. 犬養毅     | 05. 犬上御田鋤    |
| 06. 大蔵省    | 07. 尾崎行雄     | 08. 陰陽道     | 09. 片山哲     | 10. 企画院      |
| 11. 紀伝道    | 12. 行政手続法    | 13. 金融監督庁   | 14. 金融再生委員会 | 15. 金融庁      |
| 16. 空海     | 17. 来栖三郎     | 18. 軍需省     | 19. 経国集     | 20. 経済安定本部   |
| 21. 経済企画庁  | 22. 玄昉       | 23. 公職選挙法   | 24. 高表仁     | 25. 個人情報保護法  |
| 26. 国家公務員法 | 27. 西園寺公望    | 28. 財政構造改革法 | 29. 最澄      | 30. 自治省      |
| 31. 幣原喜重郎  | 32. 修驗道      | 33. 春闌      | 34. 商工省     | 35. 情報局      |
| 36. 情報公開法  | 37. 職原抄      | 38. 食糧メーデー  | 39. 親任官     | 40. 杉原千畝     |
| 41. 生産管理闘争 | 42. 政治改革関連4法 | 43. 第1次吉田茂  | 44. 第3次吉田茂  | 45. 第17回メーデー |
| 46. 大政翼賛会  | 47. 第2次吉田茂   | 48. 高向玄理    | 49. 田中義一    | 50. 地方公務員法   |
| 51. 地方自治法  | 52. 地方分権推進法  | 53. 勅任官     | 54. 角田柳作    | 55. 東郷茂徳     |
| 56. 東宝争議   | 57. 独占禁止法    | 58. 床次竹二郎   | 59. 内務省     | 60. 二・一ゼネスト  |
| 61. 認証官    | 62. 野村吉三郎    | 63. 判任官     | 64. 星亨      | 65. 南淵請安     |
| 66. 明經道    | 67. 明法道      | 68. 曼       | 69. 文章道     | 70. 預金保険機構   |
| 71. 令外官    | 72. 令義解      | 73. 令集解     | 74. 類聚国史    |              |